

身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較

級	身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表		級	労働基準法施行規則による聴覚障害等級	労働能力喪失率
	標準純音聴力検査による場合	聴取距離による場合			
2	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの	両耳全ろう	4	両耳を全く聾した者	92%以上
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの			
4	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの	6	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	67%以上
6	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの	7	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	56%以上
			9	両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの 一耳を全く聾したもの	35%以上